

指標 8.b.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無

ターゲット 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

ゴール 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

定義及び根拠

○ 定義

方法論は、以下に基づくものである。

a. グローバルな政策手段、特に：

○ 若者の雇用危機に関する決議：若者の雇用危機の深刻化に対処するための積極的な共同措置を求める中で、本決議では、状況に応じた統合的な政策手段を用いた多面的なアプローチが求められており、若者の労働市場における需要を高め、供給を拡大するとともに、マッチングを向上するための様々な手段を、一貫した方法で一つにまとめた戦略を伴うものである。

○ 危機からの回復：グローバル・ジョブズ・パクトは、ILO のディーセント・ワーク・アジェンダに基づき、参加及び社会的対話の重要な役割を認識しつつ、雇用及び社会保護を危機対応の中心とする統合ポートフォリオ政策を提示するものである。

b. ILO データベース：

○ 若者の雇用政策に関する国際的なモニタリングは、2010 年から 2012 年までにかけて、ILO、国連及び世界銀行のパートナーシップである、若者雇用ネットワーク（Youth Employment Network, YEN）によって、国家当局に送付された調査票を活用して、実施された。これは、若者の雇用に関する政策及びプログラムのリストであり、ILO によって維持管理されている、YouthPOL に発展した。（これまでに 65 か国がカバーされている）。

○ ILO はまた、幅広い各国雇用政策のデータセットである、EmPol を維持管理している（143 か国がカバーされている）。

○ 概念

「若者の雇用危機に関する決議：2012年6月の、第101回国際労働大会（ILC）で採択された行動要請。

危機からの回復：2009年6月、ILCによって採択されたグローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定）。

○ 根拠及び解釈

ILOの専門知識及び経験：

- （ILO）統計局（STATISTICS）は、適切かつタイムリーで信頼できる労働統計を提供し、労働問題をより良く測定するとともに国際比較可能性を拡大するために国際基準を開発し、加盟国が労働統計の開発及び向上を行うのを支援する。
- （ILO）雇用政策部（EMPLOYMENT）は、包摂的でジェンダーに配慮した、持続可能な統合された雇用、開発及び技能政策を開発することにより、完全かつ生産的な雇用を推進する責任がある（ILO、2012）。同部は、若年女性及び若年男性のための適切な雇用機会を促進するためのILOの取り組みの調整を義務づけられており、過去数年にわたり、様々な国と地域における若者の雇用戦略及び行動計画の策定、実施及びレビューを支援してきた（ILO、2008；ILO、2015）。このタイプの目標を定めた行動及び関連する成果は、ILOの計画枠組み及び業績制度に含まれている。

データソース及び収集方法

- a データ収集のための全世界調査：担当する国の機関に対し、関連情報及びサポート文書を提供するよう要請する。進展を評価するため、調査の調査票が、2年ごとの頻度でILOによって開発されるとともに管理されている。これは、各国のILO事務所がカバーしている国の、若者雇用政策の開発、採択及び実施について、毎年、各国事務所からの定期的な情報及びアップデートにより、補完されている。
- b データの編集：ILOによる。ILOSTATで、指標8.b.1専用の新しいリポジトリを通じて公表されるとともに、YouthPOL、EmPol及びその他のデータベース（例：NATLEX（国の労働、社会保障及び関連する人権に関する法のILOデータベース）等）を適宜積極的に活用して公表される。

- c データの検証：定期的な品質チェックは、すべてのデータに対し、特に以下の場合に実施される。(i) すでに入手可能な文書が、政府自身によって直接提供されていない。(ii) 戦略及び関連する行動計画が正式に採択されているかどうか不明である。(iii) 戦略の実施に疑念がある。

情報は、適切な報告チャネルを通じて年次で公開される。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

国家当局によって提供された情報及び文書は、以下に示すグリッドを利用して、ILOによって分析される。

値	説明
欠測値	若者の雇用のための国家戦略の存在を評価するための情報がない。
0	国は、若者の雇用のための国家戦略を策定していない、あるいはこれを策定又は採択するための措置を講じていない。
1	国は、若者の雇用のための国家戦略を策定中である。
2	国は、若者の雇用のための国家戦略を策定し、採択している。
3	国は、若者の雇用のための国家戦略を運用している。

いずれの場合でも、本グリッドは、若者雇用のための国家戦略を、独立した戦略として、又は国家雇用戦略の一環として参照する。

欠測値（すなわち、応答なし/不明）はその旨記録されるべきである。これらは最終的なグローバル及び地域的な内訳から除外する必要がある。受領した回答にのみ基づいて、割合を計算する必要がある。ただし、グローバル及び地域の回答率は示される。

本グリッドを補完するメタデータノートの開発が検討されている。とりわけ、これらのノートは、実施されている措置及び規定を参照し、戦略の策定及び運営における国民の関与も考慮に入れる。

また、ILOは、SDG モニタリングの範囲を超えた目的のために、選択された国の文書をより詳細に分析し、若者の雇用のための国家的な取り組みにおける、制度上及び運用上の問題についての洞察を収集することを想定している。

指標の方法論の開発には、以下の手順が続く。

- 1 上に掲げる行動要請及びグローバル・ジョブズ・パクトを含む、適切な政策手段の検証。ILO の第三者委員会によって採択されたこれらの文書は、SDG 指標 8.b.1 を定義する強固な枠組みを提供する。
- 2 (ILO) 雇用政策部が維持管理する、雇用及び青少年の雇用政策に関する ILO データベース (EmPOL 及び YouthPOL) のレビュー。
- 3 この指標を定義、測定及び検証する方法論 (本文書)。
- 4 国家機関からの若者雇用政策に関する国家レベルの情報を収集するための調査手段 (調査票) の開発。この情報は、上に掲げる ILC 決議に沿って、国が、独立した戦略、あるいは国家の雇用又は部門別戦略の一環として、若年雇用のための国家戦略を策定し、運用しているかどうかを判断するために使用される。
- 5 上に掲げる調査票及び詳細な注記並びにデータ提供者及び編纂者向けの技術指針。
- 6 選択された国における方法論の試験的な取り組み。

関係省庁及び社会的パートナーの代表者との協議が、プロセス全体を通じて行われる。

SDG 指標 8.b.1 の目的は、若者の雇用問題に取り組む国の進捗状況を示すことである。この点で、若者雇用の構造化された戦略として認められるものを正式に採用したとすれば、戦略のない国と比較して、若者の労働市場における課題に対する国の関心がより大きいと認められる。実際、そのような戦略の開発は、通常、さまざまなステークホルダー間の幅広い参加及び協議や調整を必要とする。

また政府は、若者雇用のための国家戦略が事実上あるが、公式に採択された法律文書がない場合も考慮すべきである。SDG 指標 8.b.1 モニタリングの目的から、法律上の文書から何が生じるのかについてのみ検討する。

○ コメントと限界

—

データの詳細集計

—

参考

この方法論は ILO 若者雇用政策データベース (YouthPOL) で使用されている。

る、十分にテストされた方法論に基づいている。以下のリンクでデータにアクセス可能。

<https://ourworldindata.org/sdgs/economic-growth>

<https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/database>

このデータベースで利用されている調査票の簡略版を通じて、より精緻化されたものがすべての ILO 加盟国に適用される。

各国の最新の数値は、毎年報告される。

データ提供府省

厚生労働省（国際労働機関（ILO））

関連政策府省

—

担当国際機関

国際労働機関（ILO）